

第1章 指定（選択）官庁としての日本国特許庁に対する手続

特許協力条約（PCT）に基づく国際出願は、ひとつの出願書類を条約に従って受理官庁へ提出することで、PCT加盟国である全ての国に同時に出願したとみなされます。

出願人は、国際段階の満了前までに、指定国での権利化のための手続を継続させるか否かの判断をしなければなりません。

出願人が我が国での権利化を希望する場合には、指定官庁である特許庁に対して国内移行の手続を行わなければなりません。出願人が国内移行の手続を行わなければ、その国際出願は我が国においては出願却下又は取り下げられたものとみなされます。